

自動車リサイクル法の概要

1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の概要

○目的

使用済自動車は、有用金属・部分を含み資源として価値の高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきた。

他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要が高まってきた。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、使用済自動車の逆有償化が顕著になり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていた。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成 14 年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定された。自動車リサイクル法は、平成 17 年 1 月から完全施行されている。

○関係者の役割

(1) 自動車製造業者、輸入業者（自動車製造業者等）

自らが製造又は輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を行う。また、解体業者又は破砕業者に委託して解体自動車の全部再資源化を行うことができる。

(2) 引取業者（都道府県知事等の登録制：自動車販売、整備業者等を想定）

自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。

(3) フロン類回収業者（都道府県知事等の登録制）

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す（回収したフロン類を自ら再利用する場合を除く）。自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求できる。

(4) 解体業者、破砕業者（都道府県知事等の許可制）

使用済自動車のリサイクルを適正に行い、エアバッグ類、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。エアバッグ類については、取り外さずに自動車製造業者等から委託を受けて車上作動処理することもできる。また、自動車製造業者等に回収費用を請求できる。

(5) 自動車所有者

リサイクル料金を負担する。また、使用済となった自動車を引取業者に引き渡す。車検期間が残っている場合には、その残存期間に応じて、引き渡した使用済自動車が解体された際に自動車重量税の還付が受けられる。

2. 冷媒フロン類の回収について

○法における記載

自動車リサイクル法より、家電における冷媒フロン類の回収に関する記載を抜粋すると、以下の通り。

(法第十条)

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

(法第十一条)

フロン類回収業者は、引取業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

(法第十二条)

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

(法第十三条)

フロン類回収業者は、前条の規定によりフロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該フロン類を引き渡さなければならない。

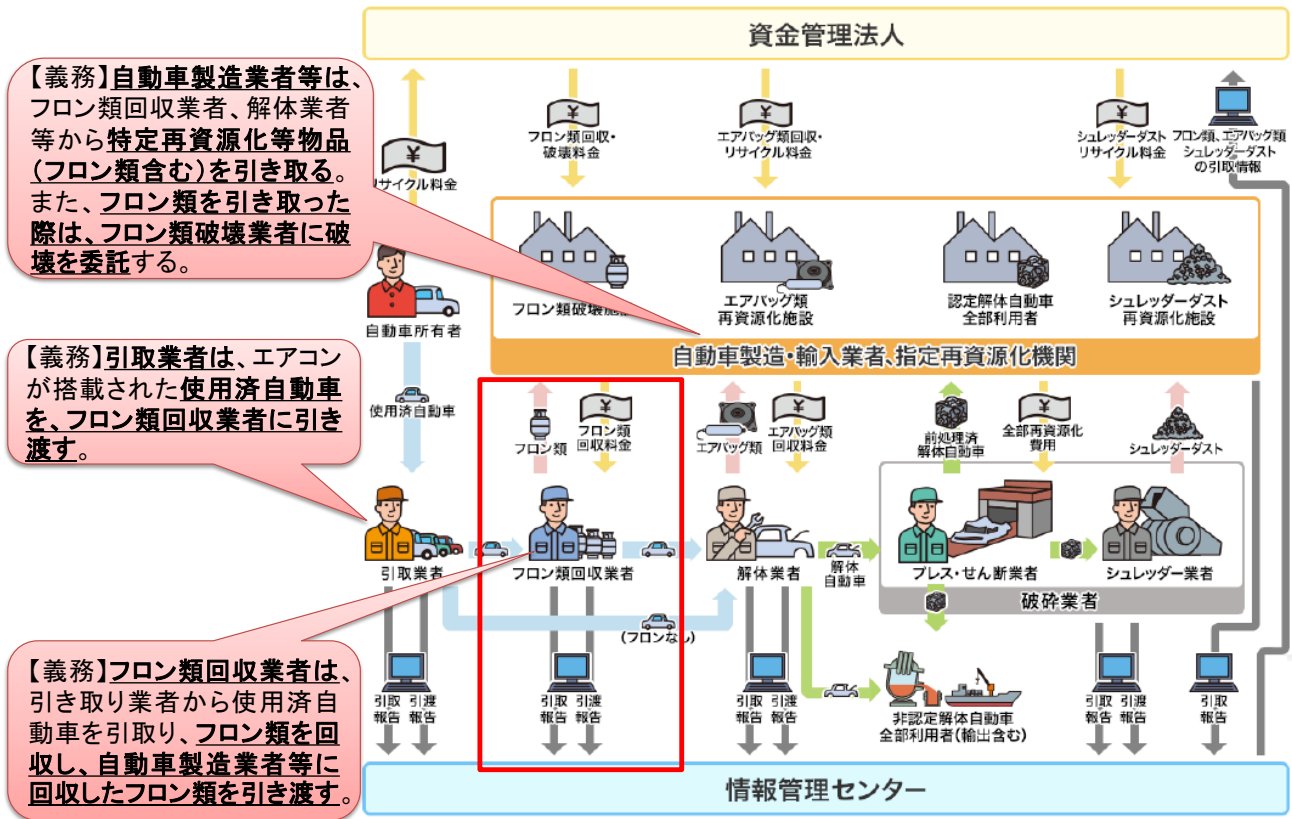
(法第二十一条)

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から自らが製造等をした自動車（中略）に係る特定再資源化等物品の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定再資源化等物品を引き取る場所としてあらかじめ当該自動車製造業者等が指定した場所において、当該特定再資源化等物品を引き取らなければならない。

(法第二十六条)

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、フロン類を引き取ったときは、遅滞なく、当該フロン類の破壊をフロン類法第二条第十二項に規定するフロン類破壊業者に委託しなければならない。

○自動車リサイクルのフローにおける位置づけ



出所：環境省「自動車リサイクル法の概要」（<https://www.env.go.jp/recycle/car/outline2.html>）を基に三菱総合研究所作成

図 自動車リサイクル法におけるフロント類回収

以上